平成25年3月15日日本玩具協会

「小型電気電子機器リサイクル制度」の施行のお知らせ

1. 本年4月1日より、「小型電気電子機器リサイクル制度」(小電リサイクル制度)が 施行されます。(経緯については参考参照)

また、「ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具」が「政令指定品目」に指定される とともに、環境省の回収ガイドラインの特定対象品目として「ゲーム機」が指定され ています。

今後、自治体や住民から照会を受ける可能性がありますので、本制度の概要とその留意点を下記に整理しましたので、参考にして頂ければと存じます。不明な点があれば日玩協事務局までお問い合わせ下さい。

- *「小電リサイクル制度」は、法律的には、「義務型」(規制型)のものではなく「促進型」の制度。すなわち、自治体が、自らのイニシアティブにより、「政令指定品目」や環境省が策定する回収ガイドラインの「特定対象品目」を参考に、リサイクルを実施するという「促進型」の制度である。
- 2. 本リサイクル制度や政令指定品目等についての説明
 - (1) 本リサイクル制度は「促進型」の制度であり「義務(規制)型」の制度ではないため、事業者への負担は生じないと考えられる。

また、多くの自治体は、小電リサイクルを実施する場合には、環境省の策定する 回収ガイドラインの「特定対象品目」に基づいて実施するものと考えられる。

- (2) 企業等に消費者から本リサイクル制度に関して照会があった場合は、本制度は自治体のイニシアティブで実施する事業なので、先ずはその居住する自治体に照会して欲しい旨を回答する。
- (3) その他、政令指定品目等について照会があったときは、日玩協(事務局)において対応する。
- 3. 政令指定品目等の説明
 - (1) 政令第1条第28号:「ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具」 「電動式玩具」には、電池で動く玩具、家庭用交流電源で動く玩具なども含まれている。

また、「ラジコン」「鉄道模型」等も「電動式がん具」として政令指定品目に含まれるが、照会があったときは、当協会からこれらの製品の関係団体を紹介する。

(2) 環境省の「回収ガイドライン」では、「特定対象品目」として「ゲーム機(据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテクトレンドトイ)」が挙げられている。

実際のリサイクル制度は、この「特定対象品目」の範囲内で運用されるものと考えられる。

(なお、環境省によると、「特定対象品目」とは「標準的なケースにおいて無償で引渡しが可能となるものとし優先的に回収してもらいたい品目」とのこと。)

「特定対象品目」の具体的な内容は次のとおり。

(「玩具業界統一商品分類コード」等から引用)

①「ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)」は、「ハンディな電子回路、液晶画面を使用し、ソフト交換ができないゲーム」である。

(「玩具業界統一商品分類コード」の「大分類 1 ゲーム」の「中分類 03 電子ゲーム」の「ハンドヘルド」)

[商品例]

たまごっち、電車でGO!、デジタルビーダアーマー、トキメキコンパクト、GAMEWALK、体感振動バイクゲーム、インラインスケートトレーシング、オトゲーシューティング、デジタルモンスター、バーチャルベースボール、バーチャルゴルフ、バーチャル競馬、ビートマニア

②「ハイテクトレンドトイ」の主な商品として、「インタラクティブトイ、ロボット、MP3 ほか」が紹介されている。

(玩具市場規模調査結果データの分類「04 ハイテク系トレンドトイ」) 商品例

ロボット:「i-SOBOT」、MP3 音源の「ミュージシャン人形」等インタラクティブトイは、ソーシャルゲーム系が想定される。 (何れも、高価であまり出回らない商品と考えられる。)

③「据置型ゲーム機(テレビゲーム機)、携帯型ゲーム機」 自治体等からの照会は、任天堂、ソニー・コンピューターエンタテインメント等ゲーム機メーカーに問い合わせるよう回答する。

【参考(経緯)】

- (1)平成23年1月 環境省、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「小型電気電子機器リサイクル並びに使用済製品中の有用金属のリサイクルに関する小委員会」を設置。
- (2) 平成24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布。 (法律の概要は別紙1)
- (3) 12月25日 環境省、「政令指定品目」と「基本方針案」についてパブリックコメントを募集
- (4) 平成25年1月23日 「政令指定品目」(政令)及び「基本方針案」についての当協会の意見を環境省に提出。
- (5) 平成 25 年 3 月 6 日 政令公布。(施行は 4 月 1 日)

政令指定品目:「ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具」 環境省HP:http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16381

> 本件の問合せ先 日玩協 事務局(山口 小林) (電話:03-3829-2513)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なリサイクルを行 うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措 置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬 が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項等

製造業者(メーカー)の責務

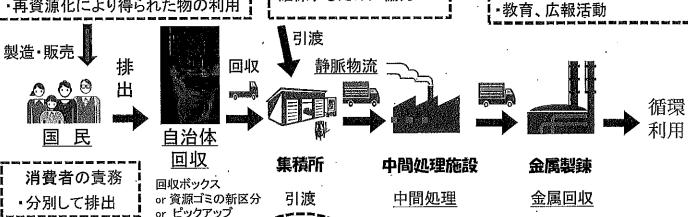
- ・設計、部品、原材料の工夫により 再資源化費用低減
- 再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

・消費者の適正な排出を 確保するために協力

国の責務

- 必要な資金の確保
- 情報収集、研究開発の推進



市町村の責務

- 分別して収集
- 認定事業者への引渡し
- ※各市町村の特性に合わせて回収 方法を選択

認定事業者

- 再資源化のための事業を行おうとする 者は、再資源化事業の実施に関する計 画を作成し、主務大臣の認定を受ける ことが出来る。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者 又はその委託を受けた者が使用済小 型電子機器等の再資源化に必要な行 為を行うときは、市町村長等の廃棄物 処理業の許可を不要とする。
- ・ 収集を行おうとする区域内の市町村か ら分別して収集した使用済小型電子機 器等の引取りを求められたときは、正当 な理由がある場合を除き引き取らなけ ればならない。

国

再資源化事業計 画の認定



認定、

指導・助言等

認定申請

再資源化事業計 画の認定を受け た者に対する指 導・助言、報告徵 収、立入検査

認定の取消し